

# 国保保険料(税)滞納者への差押えの基準

(2019年愛知自治体キャラバンまとめ)

※ゴチックが昨年から変更

市町村名		差し押えの基準
1	名古屋市	督促状の指定期限が経過した滞納保険料のある世帯のうち差押え可能な財産がある場合
2	豊橋市	基準は設けていないが、納付資力があると認められるにもかかわらず、再三の催告にも納付していただけない場合
3	岡崎市	個別事案ごとの納付状況、納付資力、財産状況による
4	一宮市	滞納者が督促を受け、その督促に係る税をその督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき
5	瀬戸市	接触・折衝に応じない場合や分納納付額が少額で完納の見通しが立たない場合など
6	半田市	督促状を発送した日から換算して10日を経過した日まで完納しないとき、かつ分納不履行及び納付計画の提示が無いこと等
7	春日井市	保険税の納付に十分な資力があるにも関わらず、督促・催告・差押予告等を行っても自主的に納付がない者
8	豊川市	国税徴収法、地方税法等関係法令により対応している
9	津島市	差押え予告書に対し、何ら納付・相談がない者。 <b>基本的には分納誓約が誠実に履行されていれば行わないが、分納額が少額の場合は差押えを行う場合もある</b>
10	碧南市	財産や収入があるにもかかわらず、 <b>納付されない場合</b>
11	刈谷市	督促・催告等の通知を送付しても反応がなく、差押可能な財産を有している場合
12	豊田市	納税相談、財産調査を前提に決定
13	安城市	<b>国税徴収法、地方税法第728条第1項各号</b>
14	西尾市	納税折衝後、分納等不履行、財産があるにもかかわらず自主納付しない
15	蒲郡市	督促状送付後、催告等(財産調査予告、差押予告含む)送付しても反応なく、財産を有する者。財産・資力があるにもかかわらず少額分納をしている者
16	犬山市	督促・催告をしても自主納付がなく、納付相談もない者で財産がある者
17	常滑市	地方税法第728条および国税徴収法の規定による
18	江南市	記述なし
19	小牧市	地方税法を基準とします
20	稲沢市	納付状況・資力等を総合判断して対応
21	新城市	再三の催告にも応じない滞納者、納税誓約が不履行者、 <b>納税資力があるにも関わらず納税する意思が見られない者</b>
22	東海市	なし
23	大府市	法律に基づき実施している
24	知多市	督促状を発送した日から10日を経過した日までに完納しない場合
25	知立市	特になく、各納税者の状況により判断
26	尾張旭市	特別に基準はなく、納付状況等を総合的に勘案して決める
27	高浜市	納付能力があるにもかかわらず漫然と滞納を放置している場合や、 <b>分納約束の不履行があった場合など</b>
28	岩倉市	財産調査の結果、担税能力があると判断したもの
29	豊明市	法律に基づく処分

市町村名		差し押えの基準
30	日進市	<b>納税資力があるにも関わらず、督促状や催告書を送付しても反応がなく、納税交渉にも応じない等、納税誠意が見られない場合</b>
31	田原市	納付資力があるにも関わらず、自主納付に応じない、約束を守らない滞納者
32	愛西市	国税徴収法第47条に準じており、納税催告に応じない、納税意識が低い者
33	清須市	督促状や催告書等、再三の納税折衝に応じない、納税意欲に著しく欠ける滞納者
34	北名古屋市	特別な基準はなく、法定どおり
35	弥富市	催告等に応じず、自主的による完納が見込めない場合
36	みよし市	原則として、督促状の納付期限を経過しても納税せず、連絡や相談も無い場合
37	あま市	催告など、納付相談の通知を行っても無反応で、財産があるにも関わらず納付が見込まれない滞納者
38	長久手市	法律にもとづき、財産調査の上、生活状況を踏まえて実施している
39	東郷町	督促状、催告書の通知に対して納付または納税相談もなく、差し押え可能な財産を有している者および分納不履行者
40	豊山町	過年度の滞納があり、納税相談等に応じず納税の意思が見られない滞納者
41	大口町	納税折衝に応じない場合。納税折衝に応じても自分本位の納税にとどまり、納税意識が低い場合
42	扶桑町	自主納付しない <b>納税意識のない</b> 滞納者
43	大治町	催告しても納税に応じない場合や納税資力があるにもかかわらず、約束不履行となっている場合など
44	蟹江町	記述なし
45	飛島村	高額滞納者で、分納が履行されない
46	阿久比町	国税徴収法に準ずる
47	東浦町	督促状、催告書(電話)等の発送に対して無回答である場合、納付誓約が不履行となった場合。以上の事項が1つでもあれば差し押事前通知書を送付したうえで実施する
48	南知多町	財産調査実施、資産等の把握後、滞納者と折衝し、滞納者の状況に応じて差し押を実施している
49	美浜町	未納分の放置、分納誓約不履行等
50	武豊町	<b>①督促→催告→差し押え予告通知を発送しても本人から反応もなく、納付がない場合②納税相談の結果、分納誓約を結ぶも履行されず、同様に催告などを発送しても本人から連絡もなく、納付がない場合。①②と並行して進めていた財産調査等で換価財産が見つかった場合</b>
51	幸田町	<b>基準はありません</b>
52	設楽町	<b>東三河広域連合徴収課へ移管</b>
53	東栄町	記述なし
54	豊根村	国民健康保険法第79条の2、地方自治法第231条の3第3項、地方税法第728条及び国税徴収法の例による